

第3回 投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和元年12月20日（金）9:00～10:00
2. 場所：合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室
3. 出席者：

（委員）高橋進（座長）、武井一浩（座長代理）、大槻奈那、佐久間総一郎、夏野剛、岩下直行、竹内純子

（専門委員）石岡克俊、井上岳一、落合孝文、鵜瀨恵子

（事務局）彦谷規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、小見山参事官、小室参事官（ヒアリング）

日本IT団体連盟 金融部会部長 木村 健太郎

日本IT団体連盟 金融部会部長代理 畠山 寛希

Fintech協会 代表理事副会長 木村 康宏

Fintech協会 代表理事会長 丸山 弘毅

新経済連盟 事務局政策部部長 小木曾 稔

新経済連盟 事務局 片岡 康子

○小室参事官 それでは、第3回「規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席いただき、まことにありがとうございます。

本日、竹内委員はスカイプを用いて御出席予定でしたが、ちょっと調整がうまくいっておらず、なかなか難しい状況でございます。また、所用により増島専門委員、村上専門委員が御欠席です。

また、岩下委員がおくれて参加される予定でございます。

なお、大塚副大臣もおくれて御参加とのことでございます。

それでは、ここからの進行は高橋座長にお願いいたします。

○高橋座長 皆さん、おはようございます。

まず、会議に先立ちまして、鵜瀨専門委員は今回のワーキングが初めての御出席でございますので、一言御挨拶をよろしくをお願いいたします。

○鵜瀨専門委員 東洋学園大学の鵜瀨と申します。専門は、経済法と競争政策です。おかれての参加になります。よろしくをお願いいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。今後ともよろしくをお願いいたします。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。今回は、「フィンテックによる顧客利便性の向上」をテーマに、事業者団体から要望をお聞きしたいと思います。Fintech協会、新経済連盟、日本IT団体連盟の3団体にお越しいただいております。お忙しいところを会議

に御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、Fintech協会、新経済連盟、日本IT団体連盟の順番で、10分程度ずつ御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○Fintech協会（丸山会長） Fintech協会の会長を務めております丸山でございます。私のほうから7点ほど御説明させていただければと思います。

まず、Fintech協会ですけれども、フィンテック・ベンチャー企業が140社ほど、それからIT企業、金融機関などを含めて合計400社ほどの団体でございます。

お手元のピンク色のロゴが張ってある資料でございますけれども、まず1ページ目、2ページ目でございます。

金融審議会決済・仲介ワーキングに参加させていただいております。この点は、ほかの団体の皆様からも御意見があると思いますので、我々から特に述べたい部分のみ少しお話しさせていただければと思います。

金融審議会決済・仲介ワーキングで、我々が以前からお願いさせていただきました具体的要望の1. 【第1類型】高額の送金、100万円を超える送金につきまして実現の見込みが立っているという点は感謝申し上げたいと思っております。

金融審議会の場合では、滞留等々のリスクを考慮する必要があるという議論がされておりました。それは我々も理解しているところでございます。ただ、実際の実務として使いにくいサービスとか、今、日本ではないサービスですから、既に行われている海外の事業者がどのように運営しているか。使われるサービスになるために、今後の詳細化につきましては、ぜひ事業者の実務例を調査いただき、ヒアリングなどをいただいて、実際に使われるサービスにさせていただければと思っております。

また、【第2類型】【第3類型】【併営について】といったところもございまして。これも、検討の場では、当初、資金決済法が制定された想定を超えた使われた方をしているという御意見も出ておりました。ただ、現状、それを踏まえても特段大きな問題が起こっていないと理解しておりますし、逆に言いますと、想定を超えて使われることこそがある意味イノベーションとして想定を超えてきたサービスが生まれていると思われまので、こういった新類型及び既存類型に関して過度な規制強化にならないように、今後、検討を進めていただければと思っております。

2ページ目の決済・仲介ワーキングで進められた仲介法制、横断的な代理業というところも、我々のほうからいろいろとお願いさせていただいていた次第でございます。基本的には今の方向で進めていただけるということで、今後、御協力させていただきたいと思っておりますけれども、少しだけ今後、まだ検討の余地があるかなと思っております。

それは2点目の【業務範囲】というところですが、ここで制限が過度にならないようにということと、横断的仲介業で取り扱える商品に関しまして、日常生活とか通常業務の延長で使われるようなサービスということで、我々も異論はないところであります。

が、一部、外貨預金に関しましては、確かにリスクのある部分もありますが、例えば海外旅行に行く、海外出張に行く手前で、レートがいいときに外貨に資金を移していくという通常の使われ方も考えられる部分がありますので、商品性に関しましては一部まだ検討をさせていただけると大変ありがたいと思っております。

また、新しく生まれる新仲介業において、既存の代理業との兼営ができないという部分がございます。新仲介業におきまして、新しく事業者が参入をして、新しい制度によってサービス事業者がふえ、新しいサービスが進展をしていったときに、新仲介業から発展をして既存代理業へステップアップしていくケースも十分考えられます。ですので、この兼営の部分に関しましては、スムーズに移行できるような方法などを今後検討いただけると、よりよい制度になるのではないかと考えております。

続きまして、次のページでございまして。「政府／自治体キャッシュレス推進」というテーマでございまして。実際に、もう既に政府でキャッシュレスを進めていただいておりますけれども、今、キャッシュレス推進協議会にも我々のほうが理事として加わりまして、一緒に進めているところですが、少し整備をいただけたほうがより進むのではないかとこのところを御説明させていただきたいと思っております。

特に申し上げたい点としては、3ページ目の中段、「給付・支払のキャッシュレス化」と「政府・自治体窓口でのキャッシュレス化の実際の導入推進」です。中段あたりの給付・支払いのキャッシュレス化につきまして、一部、例えば生活保護法等を電子マネーで支払うという実験が過去に行われた部分もありますが、よりトレーサビリティがあるとか、利用者の方が使いやすいという意味においては、給与のデジタルマネーと同様に、政府の給付もしくは給与支給、こういったところもデジタルマネー化するためには検討が必要かなと思っております。

給与のデジタルマネー化においては労働基準法等をもとに検討いただきますが、この部分に関してはまた違う法令、しかも複数にわたるところがございますので、横断的にどのようにやるのかという観点から御検討を進めていただけると、大変ありがたいと思っております。

また、下段の「政府・自治体窓口でのキャッシュレス化の実際の導入推進」でございまして。これは、各種手数料とか施設運営費といったところで、言ってしまうと、我々市民・住民からすると、通常のお店と同じように自治体施設でもキャッシュレスを使いたいというところで、ここはなかなか進んでいない現状がございます。

細かい部分はいろいろと改善いただきたいところはあるのですが、特に進めにくいところ、非常に利用者の多いパスポート、免許証等の更新、発行の手数料です。これがなぜ進めにくいのかといいますと、地方自治体だけでなく、国・行政側の手数料と混在をしている形になります。なので、地方自治法等の改正ではなく、横断的に見ないといけないという形になります。

実際にパスポートの更新に行っていただくと、一番行列ができているのは国の収入印紙

を購入するところと、東京都の手数料を払うのが、窓口が2個横に並んでいるわけですが、そこに行列ができていて、受け取りは並ばない。こんなようなものができておりますので、市民・住民の利便性という観点から政府・自治体等でのキャッシュレス化を横断的に進めていただくと、非常に便利になるのではないかと考えております。

続きまして、次のペイロール、給与のデジタルマネー化につきましては、皆様から御意見をいただいて進めていただいておりますので、使いやすい、実際に使えるサービスになるように、引き続き御検討、御協力いただけますとありがたいと思っております。

続きまして次のページ、「ロボアドバイザーの普及に向けて」ということでございます。ロボアドバイザーというのは、フィンテックの中でも非常に投資初心者に裾野を拡大していくという注目の領域かと思っております、日本でも利用者が非常に伸びております。預かり資産も約3000億円に達するといったところで、非常に存在感のある領域になってきていると思いますけれども、各種法規制とか改正、特につみたくてNISA、iDeCoといったところに関しましては、投資一任契約の部分がどうしても明確に法文化されていないのではないかと考えております。

書いていないのでできるという言い方もあるのかもしれませんが、逆にロボアドバイザーという分野は、海外を見ても投資初心者等に非常に使われていて、今後伸ばしていく分野だと思っておりますので、明文化されていないから解釈上はできますよねということではなく、むしろ積極的にロボアドバイザーを普及させていくためにどのような形にしていくのか、こういう考え方で各論点のところを御検討いただくと大変ありがたいと思っております。

続きまして、5点目の「オンラインでの認証について」でございます。こちら犯罪収益移転防止法の改正で、eKYC、オンラインによる本人確認書類の確認という部分を進めていただきまして大変ありがたいと思っております。これに関連してといたしましうか、非常に近い部分ですが、今、マイナンバーの取得が義務づけられている部分がございます。このマイナンバー取得及びマイナンバーに関する本人確認書類が、今ですとオンラインではなく書面等が必要だということにおいて、本人確認書類はオンラインで上げられるのに、ほぼ類似するような手続が書面という、我々からすると少し片手落ちと感ずるところもございます。より金融商品が広く利用者に使われるためには、こういった手続の部分をオンラインでスムーズにできるというところを御検討いただけますと、大変ありがたいと思っております。

残りの6点目、7点目は副会長の木村より御説明させていただきます。

○Fintech協会（木村副会長） Fintech協会の木村でございます。7ページから簡単に説明させていただきたいと思っております。

7ページから書いておりますのは、「RegTech」と書いておりますけれども、昨今、デジタル手続法が成立して、全体的に行政手続のデジタル化を推進するということになっていきたいと思いますけれども、金融の分野もまさにそうでございます。例えば海外を見ましても、

シンガポールのMASがやっているようなことだと、業の許認可とか登録に係る手続も電子的なフォーマットでのやりとりを進めていこうというところでやっていって、キーワードは機械可読なフォーマットで、XMLとかJSONという話ですけれども、そういった形のやりとりというのが一つ象徴的にはあるかなと思います。

同じように、このデジタル手続法の趣旨を完遂していただければ、それで十分ということではなるのですけれども、今、政省令のパブコメも終わったところかと思えますけれども、こういった各省でのデジタル手続法の実際の実行というところに関して、例外事項というのが広がり過ぎないように、モニタリングとか、そういったところの工夫が必要なのではないかと思っておりますので、そこについて書かせていただいているところでございます。

9ページですけれども、この場合は税制の話をする場ではないということは承っておりますので、あくまでこういう話があるというところで書かせていただいているところでございます。融資型のクラウドファンディング、ソーシャルレンディングと呼ばれる分野ですけれども、こちらのほうは現状、雑所得として総合課税の対象になって、源泉というところはいいのですけれども、20万円以下であっても還付を受けようとする確定申告をしないといけないとか、どうしてもそういったところの制約がまだある状態で、市場のさらなる普及には少しハードルになっているのかなというところがございます。

最近、マーケットの健全化も進んでおりますので、こういったところも踏まえて、より一層、税制上マーケットへの支援というのをいただけないかというところは課題意識としては持っているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

続きまして、新経済連盟さん、お願いします。

○新経済連盟(小木曾部長) 新経済連盟で政策部長をやっております小木曾と申します。遅参をいたしまして、まず謝罪をさせていただきます。よろしく申し上げます。

我々からは、主に2点申し上げたいと思っております。まず、総論的なことでございまずと、規制改革の時代と言われていて、我々としては新しい市場をつくっていくために、今、全くルールや考え方がないところにルールをつくっていくということで市場整備をしていく必要があるというところがありまして、その考えに基づいて2つお話をさせていただきます。

1つ目が、今まさに金融庁で議論させていただいている決済法制の話について。もう一つが、暗号資産の法律がこの前通りでしたが、それを受けて内閣府令等で細かいところを決めていくに当たってSTOのような新しい仕組みがうまく制度として確立できるかどうかということです。

今、いろいろな問題をやっていて、民泊とライドシェアの問題が一番わかりやすいですけれども、既存の法律の体系でどういうふうにそこをクリアするかというところで、どう

しても衝突が出てきてしまいます。

ライドシェアについては全く議論されていない。これについては我々は強く要望しているので、この場で言う話ではないですが、ぜひ取り上げてほしいというのがあります。民泊については、制度をつくったけれども、当てはめが十分でないのではというのはまだ残っていると思いますが、いずれにしても既存の法律との関係でどういうふうに制度をつくっていくか。

既存の法制に引きずられてしまうと、単なる既存の垂流みたいな形でしかないのでは、そこをどのようにうまく知恵出しができるのかということが非常に重要な時代だと思っておりまして、その2点を説明させていただきたいと思います。

まず、決済法制のところについては、隣にいる片岡から詳細を説明させていただきます。

○新経済連盟（片岡氏） 新経済連盟の片岡です。

決済・仲介法制のところですけども、主に決済法制のところについて、つい先日、最後のワーキング・グループがございまして、これから報告書が取りまとめられることになっております。年明け以降、報告書の内容が具体的に法令やガイドラインになっていくということなのですが、この報告書の方向性、内容自体には大きな問題はないと思っております。ただ、それを具体化するに当たって厳しい方向に行かないかという懸念がございしますので、御紹介をしたいと思います。

特に注視すべき点として3つ挙げております。資料2-1の4スライド目、「収納代行のうち一部の規制対象明確化」というところがございまして。収納代行というやり方で決済をしているサービスは実は世の中にたくさんあるのですけれども、BtoCで行われているもの、最近出てきたCtoCで行われているもの、たくさんございまして、収納代行というのがそもそも為替取引なのではないかという議論は10年以上前から行われております。今のところ、それは為替取引ではないという結論になっているのですが、最近新しいサービスが出てきているということで、やはり規制対象にすべきなのではないかという議論がもう一度出てきたということになります。

報告書の結果としては、一部の収納代行、同じ資料の4ページに書いてございます(2)のところ。個人間で行われる決済に関連する収納代行のうち、割り勘アプリというのがここ数年の中でございまして、特にプラットフォーム等で取引をするわけではなくて、単純にどこかで飲み会に行った会費精算をAさんとBさんとの間で行うということで、もちろんお金が送金されて引き出せるというようなものです。これに関しては、さすがに個人間の債権債務関係の発生事由に関与していないので、単に送金しているだけですよということ、規制の対象として明確化しようというのが結論として出ております。ここについて、事業者としても異論を述べておりません。

一方で、最近、シェアリングエコノミーとか、フリマアプリなどでよく使われているのですが、CtoCで取引をするプラットフォームにおいて決済を安心して行うために、AさんとBさんとの間で取引が行われて、片側に商品が着くまでお金を売り主に支払わない、商

品が着いたら支払われるというようなエスクローサービスを提供している事業者がごいます。シェアリングエコノミーのプラットフォームは、これがないと安心して取引ができないということをつくっておりますので、そこに対して規制をかけるかどうかという議論もございました。

結論として、エスクローサービスについては直ちに制度整備を図ることは必ずしも適当でないということで、今回、規制対象にはならないということになったのですが、この割り勘アプリのようなものをどうやって具体的に法律で規制するかということについては、これから具体化されることになっております。

我々としては、明確に規制対象とするもののみを法律に書くことを求めています。それ以外のものを巻き込まないように、今回、改めて議論して、対象となるものを明確化するような条文化をしてほしいというお願いを金融庁にはしているところです。年明けに明らかになってくると思いますので、ぜひそのあたりをウオッチいただきたいというところです。

それから、その次の5ページ目ですけれども、今回、100万円以上の送金類型、それから低額の送金類型という新しい類型が規制緩和のところでできましたけれども、その一方で、現行の資金移動業について追加的な措置を求めるような項目が幾つかあります。ここに御紹介しているのはそのごく一部ですけれども、法律事項というよりは具体的な府令とかガイドラインに書かれることでありますが、モニタリングとか情報提供といったようなものが追加的に求められています。

これについても、資金移動業者、前払式支払手段の発行業者、いろいろなビジネスモデルがごいますので、画一的・統一的に基準を厳格に決めてしまうのではなくて、自主的かつ柔軟に、自分たちで設定できるような柔軟性を持ってほしいということを要望しております。

最後に、仲介法制については、先ほどFintech協会様が御紹介いただきましたが、これから具体的に設計されるものは項目がたくさんございまして、これらについてもさまざまな関係各所の意見を聞きながら、過度に厳し過ぎる規制にならないように注意していただきたいと思っております。

では、STOについては、小木曾から説明いたします。

○新経済連盟（小木曾部長） 資料2-2を脇に置きながらお聞きいただければと思います。

まず、資料2-2は7月30日に金融庁ほか担当省庁に要望を出させていただいたものでございます。まず17ページをあけておいていただけると助かります。暗号資産について、資金決済法と金融商品取引法でそもそもどういう整理がされたのかというのが、対外的に見るとわかりにくいので、図にしました。この図がわかりやすくなっていないかもしれませんが、もともとが難しいので御容赦ください。

ここで大きくつかんでいただきますと、資金決済法の中で決済用途として暗号資産とい

う形で整理されたものと、金融商品取引法の中で電子記録移転権利という形で整理されたものがあります。いわゆるセキュリティトークンと最近言われているものになります。

17ページで、セキュリティトークンというのが赤枠で囲ってあると思います。伝統的な金融商品取引法との関係でどのような整理になるかと言いますと、赤枠になっているところの横を見ていただくと、またがっているというのがわかっていただけだと思います。金商法2条1項の有価証券と金商法2条2項の有価証券にまたがっております。そのまたがっているということを別の形であらわしたのが、説明資料の本文7ページです。

我々が言いたいのが、ここの1項有価証券と2項有価証券の整理論をするときに、一部、流動性が低いなどの場合について、伝統的な証券という形での整理ではなく、2条2項、専門用語でみなし有価証券と言うのですが、そちらの整理にする。その整理論を内閣府令で書くということになっていまして、その中身について要望しております。

具体的な要望は、資料2-2の22ページをごらんいただきたいと思います。本体の資料のほうでは8ページ目に移っていただければと思います。

基本的に、選択肢をふやすという意味で、2条2項の、1項有価証券ではなく2項有価証券に例外で認められる部分についても、多様なものとして読めるようにしてほしいというのが要望でございます。

具体的には、流動性その他というところで縛りをするという基準になっているので、我々から積極的にこういう縛りを入れたら満たすからそういう形で進めてくださいというのを書いたのが資料2-2の22ページで書いてあることでございます。御検討されていると思いますが、府令案が出るのはこれからだと思いますので、我々の希望としてはこのような内容を反映してほしいということです。

御紹介いたしますと、譲渡対象が制限されている。発行・譲渡されたが6カ月間は譲渡することができないといったような、一定のロックアップ期間設定をしている。それから、スマートコントラクトなどの技術を使うことによって、流通性が一定程度制限されている。そういった場合は、法律で示された要件を満たすのではないかとということでございます。

もう一つが、23ページを見ていただくと、譲渡制限や流通の制限に関してアメリカでどういう整理になっているかと言いますと、SECでは、トークンに譲渡制限がある場合、当該トークンに証券性がないということを認める回答をしておりますので、世の中の流れとして一つ参考になるのかなということでございます。要望書のこちらの本体の資料の8ページ目に、諸外国の動向と書いてあるのはその意味合いでございます。

それから、資料2-2の27ページ、本体資料でいいますと8ページ目の囲んである部分の下段の話です。「投資家属性等に応じたきめ細やかなルールを検討すべき」ということについて、具体的にはどういうことを言っているかというところを書かせていただいたものでございます。

具体的には、私募という制度が今ありますけれども、そういったものを見ながら特例を設ける、購入者ベースの規制とする特例を設けるとか、あるいは株式投資型クラウドファ

ンディングの規制を緩和するなど、柔軟な対応をしてほしいということを要望しております。

いずれにしても、この府令案というのはまだ御検討されていると思うので、多分これから世の中に出てくるのだと思いますけれども、我々としては7月の時点でこのような要望をしているので、規制改革会議様のほうでもこの動きについてウオッチをしていただいて、イノベーションを阻害しないような形での規制制度設計がなされるように見ていただければと思います。

あと、資料2-1の9ページで、今のFintech協会様と重なる部分がございますが、その他のフィンテック絡みで今まで要望してきたことで、資金移動口座への給与振込実現の話、それからこれは昔から言われているのですけれども、電子マネーを用いて寄附や納税ができないので、この範囲がうまく拡大できないのかという話があります。それから、犯収法に基づく取引時確認の話については、片岡から補足させます。

○新経済連盟（片岡氏） 昨年、あるいはことしも何度か要望として御説明させていただきましたが、eKYCができたということはかなり前進であるのと、解釈が明確化された部分がありますが、まだクレジットカード会社と金融機関の委託を使った合理化実現というのできていない状況ですので、こちらについても促進されるように引き続き御支援いただければと思っております。

○新経済連盟（小木曾部長） 以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、日本IT団体連盟さん、お願いします。

○日本IT団体連盟（木村部長） 日本IT団体連盟の木村より説明させていただきます。私たちからは、資料3に沿って、4つの提案を説明いたします。

資料3の1ページをお開きください。1つ目の提案は、前払式支払手段による寄附の実現でございます。キャッシュレスでできる寄附の範囲を拡大して、社会貢献をしていくことを目的にした提案でございます。いわゆる電子マネーと言われているものの発行ライセンスには、前払式と資金移動業という2種類がございます。前払式は、1つ目の●にございますとおり、物品の購入・借り受け、役務提供の「代価の弁済」のみにしか使えず、また払戻事由も極めて限定されております。一方で、前払式につきましては、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認が不要であるということ、また、クレジットカードからのチャージができるといった利便性もございますので、前払式を使うユーザーも大変多いという実態でございます。

一方、寄附は何かしらのサービスや物を提供した代価ではないから「代価の弁済」ではない。したがって、前払式を使用した寄附はできないというのが公式な見解ですし、法文上の解釈がそうなるのも仕方がないと思うところもございます。

しかし、前払式で寄附ができるようになれば、手軽な寄附が可能になります。キャッシュレス時代におきましては、電子マネー等で寄附をしたい、現金で受け取ったおつりを寄

付してきた行動の代わりに電子マネー等で寄附をしたい、そういったニーズを酌み取っていく必要があると考えております。

2ページにお進みください。そこで提案いたしますのが、前払式の利用ではなくて、残高を寄附者と被寄附者との間で譲渡し、譲渡を受けた被寄附者が発行者から現金等で払戻しを受けるという方法でございます。コード決済などに使われるサーバー型の前払式支払手段におきましては、こういった利用者間で譲渡する仕組みを整えている発行者も既にご覧いただけますので、この機能を使うことを意図しております。

一方で、2つ目の●のとおり、寄附を装いましてマネー・ローンダリングなど不正な目的に使われる可能性もありますので、例えば、寄附を受けて払戻しができる者の属性をNPOや公益法人等に限定する等の、不正を排除する仕組みもあわせて導入する必要があるだろうと考えます。

2ページの一番下に、ことし6月の規制改革実施計画の内容を記載しています。2019年度中に前払式の払戻しの可否について検討するということが閣議決定されておりますので、この中で、私たちの提案の実現について検討くださればと思っております。

2つ目の提案に参ります。3ページをお開きください。「賃金のデジタルマネー払いについて」というタイトルを掲げております。賃金の支払方法について、現状では現金払いか銀行口座等への振込に限定されているものを、労働基準法施行規則の改正により、労働者個人の同意を得た上で、資金移動口座での賃金の受け取りを可能にするという規制改革です。ことしの成長戦略フォローアップと規制改革実施計画におきまして、この改革を2019年度できるだけ早期に制度化すると閣議決定しております。

この点、おととい、国家戦略特区諮問会議が開かれ、このスケジュールが来年度早期に後ろ倒しされたと聞いております。キャッシュレスの推進および労働者の利便性向上、選択肢拡大のため、これ以上のおくれがないよう実現していただきたいと思っております。

4ページをお開きください。「賃金のデジタルマネー払いについて（2）」と題したスライドでございます。賃金の受け手となる資金移動業者につきましても、横断法制化といわれているものの一環として、2020年の通常国会に決済法制を大幅に改正する法案が提出される見込みとなっております。

成長戦略実行計画の文言を4ページの下に記載しました。成長戦略においては、横断法制は「新規事業者に参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーション、金融サービスの質をめぐる競争を促進する」とされていますので、この目的に沿った改正である必要があると考えております。

そして、横断法制につきましても、賃金のデジタルマネー払いの規制改革を生かせるような形で運用されていく必要があると考えております。

○日本IT団体連盟（畠山部長代理）以降、私、IT連盟の畠山より説明させていただきます。5ページ目をおめくりいただけますでしょうか。

我々より3つ目の提案として、本人確認業務の委託に関するものを説明させていただきます

ます。

ことし6月の規制改革実施計画では、皆様の御尽力もございまして、犯収法で金融に関する事業者等に求められている本人確認について、特定事業者間で委託する方法の拡充、明確化が図られつつあります。本人確認は、ユーザーはもちろん、事業者双方にとって手間とコストがかかるものですので、ワンストップ化はユーザーの利便性向上にとっても重要であるということでございます。

そこで、6ページ目の内容です。こちらは新経連様よりお話をいただいたところとも重なるところがあるのですが、まず、クレジットカード会社をこの委託の中に含めることについて、まだ検討中のステータスと認識しておりますので、これをまずしっかりと実現していただきたいということでございます。

この資料では、カード会社からの委託と書いているのですが、基本的には、カード会社が委託を受けることが可能となることも、併せて検討されているものと認識しております。

また、2ポツ目にあるとおり、マネー・ローンダリングの国際機関のFATFがこの秋に対日審査を行っておりまして、その結果は来年夏にも公表されると言われています。それ以降は、犯収法などのマネロン法令について再整備する機会もあると思われまので、その際、FATFが示している勧告より厳しい部分については、できれば国際基準に合わせるなどして、本人確認の委託が国際基準より厳しくならないように御配慮いただきたいと思っております。

例えばFATFの勧告をごらんいただくと、我が国の現行法令と要件の違いがあり、本人確認業務のみの委託も可能とされておりまして、こちらのほうは御認識いただければと思っております。

最後の提案は、7ページ目以降です。まず、7ページをおめぐりいただければと思います。「銀行とフィンテック事業者の均衡（1）」と記載させていただいているのですが、2017年の改正銀行法では、銀行にオープンAPIの導入の体制整備の努力義務を課し、電子決済等代行業者には銀行との間で契約締結義務を課されておりまして、体制整備は一定程度進みつつあるのかなと思っております。

一方で、問題点もあると思っております。2ポツ目にありますように、今のところ、銀行が提供するオープンAPIの内容が必ずしも接続事業者側が求めるものではないのかなと思っております。例えば、電子マネーのチャージに使っている既存の即時口座振替、これはもともと広く使われていたものですが、こちらをオープンAPIに切りかえてコストを下げていくという動きは鈍いのではないかと考えておりまして、こちらは課題と思っております。

3つ目のポツにありますように、契約条文例や接続に当たっての経済条件というところも問題点があるのかなと思っております。既存の契約条文例がありますが、その条文例、ひな形的なものでは対応できないような問題が出てきていると思っております。こちらも、もともとアップデートを前提としてつくったひな形であると思っておりますので、現状

のユースケース等や課題を踏まえて、アップデートを図っていただきたいと思います。

続きまして、8ページ目です。銀行から取得した情報については、顧客からの委託を受けているにもかかわらず、銀行の管理義務や権限が及んでいるというような問題も指摘されておりまして、こちらも課題かなと思っております。

最後に、9ページ目にお進みいただけますでしょうか。改正銀行法は施行3年後の見直しが定められていますので、その際に銀行界、接続事業者、関係官庁等が参加して、議事が公開される会議体において、提供が期待されるオープンAPIの内容や、接続契約のあり方を討議して、銀行側の負担にも配慮しながら実現を促す仕組みを設けることや、情報の管理のあり方についても再検討してはどうかと考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、以上、説明いただいた点について御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。どなたからでも、どなたに対してでも結構です。いかがでしょうか。

岩下委員、お願いします。

○岩下委員 ありがとうございます。

これは皆さんへの御質問ですけれども、今回の特に金融審議会での新しいワーキング・グループでの審議の結果、報告書が出た内容について、いろいろとポジティブに受ける向きと、それについての今後の懸念を表明される向きがあったかと思えます。

実は、この審議と並行して、よく御存じだと思いますけれども、経済産業省さんのほうでも産構審の割賦販売小委員会のほうで、現在のクレジットカードやいわゆる割賦販売に係る法整備の議論がなされておりまして、その中で、例えば新しいポストペイに対する規制のあり方であるとか、あるいは既存のクレジットカード業務等に対する性能規定であるとか、さまざまな新しいリスクベースのアプローチの検討が行われているところだと思います。

この点については、今回、御要望が特になかったようなのですが、今のところクレジットカードをめぐる議論、あるいは今回の改定を含めて、決済法制の改定とあわせてポストペイ部分も議論される予定となっていると思いますが、これらについての御希望というのは何かございますでしょうか。あるいは、今回、報告書に取りまとめられた内容で問題ないとお考えでございませうか。これを御質問させていただきます。

○Fintech協会（丸山会長） Fintech協会でございます。私も両方参加させていただいている立場でもございますので、発言させていただきます。

現在、金融審、割販小委で検討いただいたポストペイ、特に少額、10万円未満に関して規制を緩和いただくという検討が進みました。割販小委においてはそこが一部実現され、金融審議会のほうでは特になく見送られているという差分が生じております。

ここに関しまして我々として要望で申し上げますと、もともとは割販小委において少額部分は外部信用情報機関という固定的なものに限らず、柔軟な与信判断をしようという

ころでスタートしたわけですが、結論から言うと、外部信用情報機関を使わないといけない。ただ、そのIT化によって利便性を上げて、24時間365日、オンラインから与信が可能になる。このような実現に向けたという意味では、法改正はないものの十分進展はしたかなと思っております。

一方、金融審のほうで、10万のポストペイの部分で特段の要望がなかったので一旦見送りになっているという形になっているのですが、10万未満の与信に関して、事業者や利用者の要望からすると、オンラインで買い物をしようとしてすぐに使える、5万円ぐらいの買い物の際にリアルタイムで与信がされて使えるという利便性が求められております。

それに関して、現状でいくと、金融審のほうは資金移動業プラス貸し金ということで、本人確認の負荷が非常に重い。要するに、リアルタイムですぐに買い物をしたいというニーズに即さない。そうすると、10万円未満ではなく高額の貸し金でやればいいという意味においては、利用者ニーズを金額対KYCというバランスから見ると、少し利用者利便に即していないなという部分もあり、具体的なニーズが出なかった。一方、割販小委のほうは比較的商流にひもづいているポストペイだったので、10万未満の部分を緩和いただく、それから24時間のオンライン与信ができる。

こういくと、利用者としては割販小委側で検討されたポストペイが使いやすいので、こちらで採用すれば利用者ニーズに応えられるのではないかと。こういう意味合いにおいて少しギャップが出ているということになっていると思います。

そういう意味では、結論から言うと、今の方向感でサービスは成り立つのかなと思っております。

○岩下委員 今ので1点だけ。CICを義務にするかどうかということについては、割販小委で随分議論があったかと思えます。これについては、CICを必須にすることがフィンテック事業者にとって望ましくないという立論をたしかされていたと思いますが、これについては最終的にやはりCICを通すことは必要であるという結論になったことについては、特に異存はないという理解でよろしいですか。

○Fintech協会（丸山会長） そうです。我々も外部信用情報機関の情報を使いたくないということが趣旨ではなく、24時間365日にリアルタイムでユーザーの要望に基づいた与信をしたい。そのときに、今の外部信用情報機関がそもそも24時間対応していない、それからファイル連携がAPI等の今のテクノロジーに合っていない。あと、数百万円の与信を前提とした情報の登録・参照という意味では、使い勝手だけでなく情報の質も少し違う。そういう意味において、使わなくていいのではないかとというのがもともとでした。

ただ、今回、CICさんにおいては24時間365日化を目指して、少なくとも1時まであけるということと、API化は実現するということにおいては、インターネットにおけるゴールデンタイムの1時ぐらいまではリアルタイム与信ができるのではないかと。いうところからは、特段問題はないと思っております。

今後、ファイル連携の中身とか細かい部分をCICさんと詰める必要がありますが、今の方

向感においては十分利便性が上がるのではないかと考えております。

○高橋座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○落合専門委員 では、落合から質問をさせていただきます。第1点が、新経済連携様のほうに御質問させていただければと思います。資料の中で、特にSTOについて触れていた部分があったかと思えます。資料2-2のほうでは、内閣府令による適用除外についてというのを書いていただいているかと思えます。

私が理解している限りでは、米国の場合ですと、やはり適用除外要件を活用した上で適切に、それほど資産がない方の投資被害等が起きないように配慮しつつ、利用を勧めているということがあると思っております。

そういう意味では、この適用除外ですとか、こういった対象者であれば比較的軽く販売ができるかは重要と思えます。そういったときに、恐らく既存の1項有価証券、2項有価証券よりも不利なものであると、特に証券会社等もSTO協会を設立するなどして、興味を持って、今後参入しようという話もありますけれども、使われなくなるおそれがあるのではないかと考えております。この点について、新経済連盟様のほうで、御発表いただいた資料が7月30日のものになっていますけれども、その以降も含めてもう少し補足される点があればお願いできればと考えております。

第2点が、これはIT連盟様のほうに御質問できればと考えております。賃金のデジタルマネー払いについてということで、資料の3ページ、4ページで触れていただいているかと思えます。

デジタルマネー払いについては、もともと労働基準法施行規則に関する議論が厚労省との関係で主に調整をされていると理解しています。他方で、金融審議会においてはそもそも資金移動業者自体の制度見直しがされており、その中で、Fintech協会から説明があったような、滞留の制限に関する議論もあるという話もあります。この点、もともと所期していたようなデジタルマネーでの賃金払いを実現していくことについて、2つの省庁との関係でそれぞれ議論が進んでいることについて、2つの議論が同意に進むことで、特に問題は生じていないだろうか、懸念点はないだろうかという点について、もし問題意識があれば教えていただければと思います。

○新経済連盟（小木曾部長） 1点目のSTOのところ、これはまさに規制のつくり方のところで、制度設計の詳細に神が宿るという言葉があるのかなのか、私が勝手に言っているだけかもしれませんが、まさにそのつくり方だと思います。

この点の議論をすると、必ずゼロイチの議論をする方がおられますが、諸外国を見るとゼロイチの議論は全くしてなくて、どうやって調和をさせながらうまくサービスをやっているようにするかということの知恵出しだと思っております。薬でも副作用がありますけれども、薬を別に売ってはいけないということになりません。

当然、STOとかをやった場合に、投資家保護や消費者保護の観点で配慮しなければいけな

いことがあるので、我々も無規制でいいなんていうことは一言も言っていないで、そのつくり方だと思います。

ただ、STOでやった場合に、従来の有価証券の考え方と、例えば募集のかけ方も、インターネットで募集すると声かけの仕方は違いますので、パラレルにそのまま規制をすると当てはまるのかというところがあるので、まさにそこは対応を見ながらうまく当てはめをしていく。

例えば、それを書きあらわしたのが資料2-2の24ページです。アメリカでの工夫の話はさっき23ページで説明させていただきました。24ページ目は、パラレルに持ってくるとうまく合わないよという話を書いています。例えば投資家の属性というところでいろいろな切り分けができるはずだと思いますが、今だと例外状況というのは、プロ私募とか少数人数私募とか少額免除みたいなものがあるのですけれども、一律で厳格な開示規制がかかっているのです。こういうところにどういふふうにかつ工夫ができるかというところは議論を重ねていきたいと思っております。昔は徹底的にここを規制緩和しろという闘いだったと思いますが、そういう時代は終わっていて、むしろ官だけではなくて民も一緒にルール決めに参加するのでアイデアを出しますよという意味もあって、我々からも積極的に話をしていくということでございます。

ぜひとも規制改革会議様のほうでもその状況をウオッチしていただきながら、日本においても適切な形で市場形成がされるよう期待をしております。

以上です。

○日本IT団体連盟（木村部長）

落合先生の2番目の御指摘については、別文脈で議論が進んでいるという印象はございます。新経連さんの資料2-1の5ページが、金融審議会の決済・仲介ワーキング・グループで定まった方向性ですが、ここの(1)にある規制、モニタリング義務が入ります。そうすると、労働者が自分の意思でデジタルマネーでの給与の受け取りを選択したにもかかわらず、そのままデジタルマネーで使うことができないということが起こるのではないかと。このようなことが起こらないようにしないと、デジタルマネーで給与払いを可能にする規制改革の意味が減殺される可能性があると考えます。

○落合専門委員 ありがとうございます。

○高橋座長 ほかに御質問、御意見はありますか。

では、佐久間委員、お願いします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

単なる質問です。資料1の最初で、高額送金の新類型で滞留制限が設けられる方向だと。これは具体的にこれからの制度設計をしていく上で何が課題というか、問題というふう認識されているかということについてお伺いしたいと思います。

○Fintech協会（丸山会長） ありがとうございます。

滞留制限を設けるために、高額送金に関しては送金する時点で、送金日時、送金先、送

金金額をあらかじめ指定をしているというような制限になる予定です。少し月末にまとめて法人が支払いを行うときに、例えば今月は1000万円の経費の振込先がある。1000万円をアカウントに入れて、200万円ずつ5カ所に送金する。実務上はこういう運用が当然考えられるわけですが、1000万円をアカウントに入れるときに、具体的な送金先、送金日時等が全て定まっているわけではないとなると、まとめて業務を効率化するという運用ができない。結局、1件1件送金指示を全て出す。そういう意味では、通常の銀行送金に比べて手数料が下がるというメリットはあるかもしれませんが、日常業務から見るとかなり使いにくいことになりかねないのではないかと考えております。

そういう意味では、通常使う側の立場、それから海外の事例を見て、滞留制限を防止するというのは当然ではあるものの、それをどこまで厳格にやるのかというところは御検討いただく余地がないかなというところを懸念しているところでございます。

○高橋座長 よろしゅうございますか。

ほかにありますか。どうぞ。

○鶴瀨専門委員 デジタルマネーのところではFintech協会さんにお聞きしたいのですが、あと、もし新経済連盟さんからも補足があったらお願いしたいと思うのですが、寄附とか公金支払いにデジタルマネーが使えるらというお話だったと思います。キャッシュレスが推進されれば、例えばパスポートで行列しなくなるとか、利用者のほうにメリットがあるのはわかるのですが、事業者側としてどういう形で貢献できるか、どういう形のビジネスをお考えなのか、それが国民の支払いのキャッシュレス化と何か違うところがあるのかということについて、もし何かお聞かせいただけることがあったらお願いします。

○Fintech協会（丸山会長） では、まず自治体、パスポート等の窓口の部分から御説明いたします。

我々としては、デジタルマネーといいましても、わかりやすく言えば電子マネーとかクレジットカードといった一般的なキャッシュレス手段ですけれども、これを政府・自治体の窓口で使おうとすると、そもそも現金会計の主義と、電子マネーやクレジットカードというのは入金の後から入ってくる。要するに、支払われた時点では現金会計主義上は支払われたとは厳密には言えないので、そうすると、地方自治法であれば、その繰替払いを変えなければいけないとか、細かい細則に落とし込まなければいけない。要するに、現金であれば、今、收受した。電子マネー、クレジットであれば、それに対応する入金は数日後になると、そこは收受されたとみなされない。こういった会計主義の原則の違いなどから、細かい法令、規定、ガイドライン、運用がばらばらになっていく。

特にパスポート、免許証になると、収納している場所が1カ所に見えても2カ所存在していて、国のほうでは対応したけれども、自治体では対応していないのであれば、ユーザーから見るとワンストップにならない。こういうようなデジタルマネー特有といいまじょうか、現金会計主義に合わない部分が課題になっているかなと考えております。

○高橋座長 よろしゅうございますか。

○新経済連盟（片岡氏） 事業者としてのメリットという話ですけれども、寄附に関しては多様な決済手段があるほうがいろいろな人が寄附をしようと思うというところがございます。実際に、公益法人などから、寄附の決済手段に電子マネーは使えないのかみたいな話が民間事業者のほうに来るということはよく聞いております。やはり裾野を広げるという意味が大きいのではないかと考えております。

○日本IT団体連盟（木村部長） 寄附の件は、新経連さんがおっしゃられたとおり、現金で寄附をするということについて面倒くささを感じる方が増えてきているので、とにかく間口を広げていく必要があります。民間事業者としても、そういった形で社会貢献をしたということでございます。

また、先ほど岩下先生から御質問があった割賦販売小委員会の件、スマホないしパソコンで完結する信用購入あっせんに関し、書面交付義務を完全に電子化するという方向性が報告書に書かれました。しかし、スマホ・パソコンで完結する取引でなければだめで、物理的なカード、プラスチックカードを発行してしまうと書面交付の完全電子化はできないとされています。この点は柔軟に考えていく必要があると思っています。

○高橋座長 大槻委員、お願いします。

○大槻委員 1点だけ簡単な質問をお願いしたいと思います。

Fintech協会さんからのペイロールについてのところですが、全体として、もちろんキャッシュレスの流れで利便性向上ということのを大いにサポートしたいと思っておりますが、一方で安全性のところも気になるところでございまして、ページ4で御指摘いただいている保証・保険スキームについて、利用者の安全性を担保するようなものとして、具体的にはどのような保証・保険スキームがベストだとお考えでしょうか。

○Fintech協会（丸山会長） ありがとうございます。

まず、ペイロールは資金移動業ですので、資金自体は100%保全されている。ですから、仮に破綻したとしても資金がなくなるわけではないですし、資金移動業者自体も実際に今までそのような事故も起こっておりませんので、通常を考えると、まずそこまでの懸念はあり得ないのではないかとこのところでございます。

ただ、1点、今指摘いただいている点でいくと、仮に本当に資金移動業者が破綻してしまった場合、100%保全されていても、その資金をすぐに欲しいというときにちょっとタイムラグが生じます。このタイムラグの部分が課題で、そこをどう安全性を担保するのかという問題があります。なので、非常にレアなケースではありますが、それに向けて全額、常に保険・保証料がかかってくるとなると、これは事業者から見るとかなり負担が重く見えるのではないかと。発生し得る可能性は極めて低い、ごく一部の可能性に対して、預かるというか、ペイロールで支払われた残高全体に保険料がかかってくる、これはかなり負担が重い。

これに関して、保険を保証する事業者も今おりませんので、当然、リスク算定をしてい

くとちょっと高額な料率になってくる。こうなってくると、結局ユーザーが利便性を持ってなくなってきますので、仮に資金移動業者が破綻した場合、資金は保全されているけれども、早期に払うための期間の短縮のためだけにどこまでコストをかけるのかという部分が今論点になってございまして、安全性という意味では十分担保されていると思っております。

○大槻委員 1点だけ、優先債権などとコミングルするようなりスクはないのですか。

○Fintech協会（木村副会長） 資金移動業における保全はコミングルしないように、供託もしくは銀行保証、信託という形になっておりますので、そういう意味ではもう完全に別で分離をされているので、安全性は十分担保されていると思っております。

○大槻委員 ありがとうございます。

○高橋座長 そろそろ時間がなくなってきましたが、スカイプで参加されている竹内委員、ございますか。

○竹内委員 きょうは会議場に伺えず申しわけありません。竹内と申します。

1点だけ、雑駁なお伺いで大変恐縮ですけれども、こういった電子化というのはどんどん進めるべきだなとは思っているのですけれども、もう一方で、支払いの電子化の議論だけで良いのか、議論の最初のポイントとして、ほかのいろいろなサービスとの連携というようなことを考えなくていいのかということところがちょっと気になっております。

新経連さんから御提出いただいた資料2-2の9ページのところで、ほかの市場に対する影響というのも書かれているのですけれども、こういったところをより活性化していくことが必要ではないかなと思っております。データのクレディビリティの確保が非常に重要な分野だと重々承知しているのですけれども、ほかのサービスとの連携と言いますか、電子マネー、あるいは支払いの電子化というところがいい影響をもたらすというようなところの議論を、支払いを電子化するというだけにとどめないようにするために、考えるべきところ等がありましたら教えていただければありがたいのです。

○新経済連盟（小木曾部長） ありがとうございます。

我々、当然電子化、キャッシュレスを推進していくというところで、キャッシュレスということ自体、お金をデータにしていくということが事の本質だと思っております。あとは、キャッシュレス自体というか、全部の商取引との関連の中にキャッシュレスというのがビルトインされていく時代になっていくと思います。そうすると、例えば民慣行も含めて、キャッシュレスというのを進めていくということも重要になってきます。

わかりやすいのは、まず政府で率先垂範をしてキャッシュレスを推進していくということからやっていくと、民の取引についても意識が変わっていくということで、私はプレミアムフライデーの運動をしているのですけれども、済みません、プレミアムフライデーよりもむしろ、キャッシュレスの国民運動のほうが重要だと思っています。今、キャッシュレスってどういう意味があるのだろうと、国民にまだ認識が普及していないのかなという気がしていて、そこからやらないと、これは業務改革みたいな話と連動しながらやる話

だと思っていて、そこが重要だと思います。

あと、うちの資料2-2の提言の9ページに触れていただいております。これはブロックチェーンが影響を及ぼす市場の話ですけれども、非常に裾野が広い話で、今後の第4次産業革命を進めていく上で、産業分類もなくなっていったって、データが横で連携をしていったって、業種横断的にサービスをしていくのです。この決済手段をどうするかという世界になっていくと思います。

非常に裾野が広い話なので、当然データを連携していくために必要な阻害要因の規制というのを洗い出して除去をしていく。それから、ブロックチェーンを使うためにどういう課題があるのか。これは官民協議会みたいなものをつくってくれて、別途、この提言の中に書いてあります。そういったことが必要かなと思っております。

十分にお答えになっていないかもしれませんが、以上でございます。

○竹内委員 とんでもありません。ありがとうございます。

○Fintech協会（木村副会長） Fintech協会からも一言コメントさせていただいてよろしいでしょうか。

まさに先ほど小木曾さんがおっしゃったとおり、単にキャッシュレスというよりは、そこで生まれた決済データをどうやって活用していくかということだと思っております。それに対しては、やはりデータの流通を円滑にするための制度整備が一番重要かなと思っております。

IT連さんの御提言の最後のところにもありましたけれども、今、金融界でユースケースとして一番進んでいるのは銀行の分野でございますので、こういったところをまずちゃんと成功させていくことが非常に重要かなと思っております。

その上で、そういったデータがうまく流通して、それによつての利便性を消費者の皆さんが感じることができるようになった段階で、ようやく本当に期待すべき果実が得られたという状態なのではないかなと考えております。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、時間が来ましたので、これで本日の議論は終わらせていただきたいと思います。Fintech協会さん、新経済連盟さん、日本IT団体連盟さん、大変ありがとうございました。

本日、御要望いただいた項目については、我々委員の間でよく検討して、必要に応じて議題として改めて取り上げることといたしたいと思います。説明者の皆様、本当にありがとうございました。

最後に、事務局より連絡事項があればお願いします。

○小室参事官 次回の当ワーキング・グループの日程につきましては、事務局より追って御連絡申し上げます。

○高橋座長 それでは、これにて会議を終了します。本日は、お忙しい中、お集まりいた

だきありがとうございました。

委員、専門委員の方は、連絡事項がございますので、隣の控室にお集まりいただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。